

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令新旧対照表

○ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年九月十三日文部省令第二号厚生省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 二七 （略）</p> <p>八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。</p> <p>九 十六 （略）</p>		<p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 二七 （略）</p> <p>八 一学級の生徒の定員は三十人以下（盲学校にあつては、十五人以下）であること。</p> <p>九 十六 （略）</p>	
<p>別表第二（第二条及び第五条関係）</p> <p>基礎分野</p> <p>専門基礎分野</p>	<p>教授するのに適當と認められる者</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の療養の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の療養の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の療養科の教員免許状」と総称する。）を有する者</p>	<p>別表第二（第二条及び第五条関係）</p> <p>基礎分野</p> <p>専門基礎分野</p>	<p>教授するのに適當と認められる者</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する盲学校の療養の教科の普通免許状又は同令第六十五条の六に規定する盲学校の療養の教科の特別免許状（以下「盲学校の療養科の教員免許状」と総称する。）を有する者</p>

<p>専門分野</p>	<p>三 (略)</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p>
<p>専門分野</p>	<p>三 (略)</p> <p>次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 (略)</p> <p>二 盲学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する盲学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p>

改 正 案		現 行	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
基礎分野 専門基礎分野	教授するのに適當と認められる者	基礎分野 専門基礎分野	教授するのに適當と認められる者
	<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の經驗を有するもの又はこれと同等以上の知識及び經驗を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三條に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。）</p>		<p>次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の經驗を有するもの又はこれと同等以上の知識及び經驗を有する者</p> <p>一 医師</p> <p>二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三條に規定する盲学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。）</p>